

都市計画公園（本庄総合公園）の変更案の縦覧を行います

本庄都市計画の変更案を次のとおり縦覧します。市内在住者及び利害関係者は意見を提出できます。
変更する都市計画
・本庄都市計画公園の区域変更（本庄総合公園）
縦覧期間 11月22日(月)～12月7日(火)(土・日・休日を除く)
縦覧場所 都市計画課（市役所2階）、支所環境産業課（アスピアこだま2階）、市

意見の提出 縦覧場所または市HPで配付する意見書に必要事項を記入のうえ、12月7日(火)午後5時15分（必着）までに左記へ持参、郵送、**☎または**で提出
提出先 〒367・8501
本庄市本庄3・5・3
本庄市役所都市計画課
☎24・0242
✉hosikei@city.honjo.lg.jp
★都市計画課 ☎25・1137

介護保険用封筒に広告を掲載しませんか

市では、地域経済の活性化や財源の確保等を目的に有料広告事業を実施しています。今回、市が使用する介護保険用封筒に掲載する有料広告を次のとおり募集します。
募集期間 11月30日(火)まで（必着）
封筒の概要 洋形4号介護保険用封筒（主に認定結果通知や支給決定通知に使用）
広告の規格等
①掲載位置 封筒裏面
②募集枚数 4枚
③枠の大きさ おおむね縦30mm×横85mm
④刷色 単色（黒）
⑤印刷枚数 3万枚
⑥広告料 1枠あたり3万円
⑦掲載期間 印刷後、介護保険課が使用を終えるまでの期間（令和4年2月頃から約1年間）
申込 次の書類を郵送または直接提出先へ
①有料広告掲載申込書（介護保険課または市HPで配付）
②広告の原稿（電子データ）

③申込者の事業内容等がわかる書類（パンフレット等）
④市町村税に滞納がない証明書（申込者が市外の場合）
提出先 〒367・8501
本庄市本庄3・5・3
本庄市役所介護保険課
注意事項 内容によっては掲載できない場合があります。※詳しくは本庄市有料広告事業取扱要綱をご覧ください。
市HPで閲覧できます。
★介護保険課 ☎25・1719

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題に取り組むため、通常の受付時間を延長し、専用電話による相談を受け付けます。
期間 11月12日(金)～18日(木)
午前8時30分～午後7時
(11月13日(土)・14日(日)は、午前10時～午後5時)
電話番号
0570・070・810
相談担当者 法務局職員、人

権擁護委員
※秘密は厳守します。
★さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048・859・3507
障害者用駐車場は必要な方のために空けましょう
障害者用駐車場は、車椅子使用者、体の不自由な高齢者、障害者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方のための幅の広い駐車区画のことです。
障害者用駐車場を必要としている方が利用できるようなご協力をお願いします。
11月1日～12月9日はマナーアップキャンペーン強調期間
商業施設等における啓発ポスターの掲示や、店内放送での呼び掛け等の取組を実施します。

★埼玉県福祉政策課 ☎048・830・3391、**FAX** 048・830・4801



全国火災予防運動を実施

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。
防火標語（2021年度全国統一防火標語）
「おうち時間 家族で点検 火の始末」
期間 11月9日(火)～15日(月)

「住宅防火いのちを守る10のポイント」

- 《4つの習慣》
①寝たばこは絶対にしない、させない。
②ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
③こんろを使うときは火のそばを離れない。
④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。
《6つの対策》
①火災の発生を防ぐために、ストープやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。

- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的な点検し、10年を目安に交換する。
③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の設置率

	全国	埼玉県	本庄市・児玉郡
設置率 (1つでも設置されている率)	83.1%	79.7%	64.0%
条件適合率 (条例で定められた場所にすべて設置されている率)	68.0%	69.0%	54.0%

本庄市・児玉郡内の設置率は県内ワースト1、条例適合

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。
厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、事業主へ制度の概要を説明することにより、自主的な手続を促し、加入手続を取らない事業主に対しては、職権による成立手続を実施しています。

事業主の皆さんは、労働保険制度の円滑な運営にご協力をお願いします。
★厚生労働省労働保険徴収課 ☎03・5253・1111

☆ あきらめていませんか！！ 障害年金を

病気やけがのために日常生活や仕事に支障があり65歳未満に初診日がある方、障害者手帳をお持ちの方、ぜひ一度ご相談ください。（初回相談 無料）

障害年金の専門家 社会保険労務士 倉田和子
連絡先 本庄市西五十子 216-9
TEL 080-1242-7696
URL: <http://sr-kurata.com/message.html>

お困りごとなど、お気軽にご相談ください。



メガネ・補聴器の板垣

本庄店
☎0495-24-6838
[南大通り文化会館近く]

深谷上柴店
☎048-577-4871
[日赤通りアリオ深谷近く]



しののめ信用金庫

本庄支店 本庄市駅南1-13-10 TEL:0495-21-2222

脇島正法律事務所

埼玉弁護士会所属 弁護士 脇島 正
収入のない方も安心してご相談ください
法テラス制度を利用することで負担なく弁護士に依頼できます

初回相談料無料

予約制 受付時間：平日9:30～18:00
TEL 0495-71-6520
〒367-0030 本庄市早稲田の杜4-1-8
<http://wakishima-law.jp/> **webからも予約できます**
夜間・土日 応相談